

# 住民参加の街づくりのあり方について

主に富山を事例に

15.04.06

## 1. はじめに

街づくりについては、住民の意向が十分反映されていることはいまでもなく、その意味で進め方は住民主導である。しかしながら、どの街でも住民側には温度差があるのも事実であり、このため街づくりの理念や方針が住民にどの程度共有されているかという観点に立てば問題ありということにもなる。これは、住民のかかわり方が街づくりのシステムによって密にもなれば疎にもなることに起因しているように思える。

ここでは、住民がどのように街づくりにかかわるかを概観し、事例を交えながら検討することにした。とくに、問題にしたいのは関心を持つ人がいるにもかかわらず街づくりに入っていないケースである。なお、対象とした街は富山県を通る北国街道宿場町である滑川を主に、高岡の吉久、その他いくつかを対象とする。また、ここでは住民を市民と称すこともある。

## 2. 市民の意識

2.1 現状 経済的な問題は別にして、(認識に関して)街や住まい文化の相対的低下があり、これが生活の劣悪化、住環境の悪化をもたらしていると考えられる。

また、近所づきあいを含むコミュニティの形骸化も懸念され、いわゆる人間関係の希薄化がとりざたされている。このため、近所づきあいの密なる行為にはあまり関心が集まらず、それなりの距離を置いた付き合いが望まれているようである。このためか、街づくりにほどちらかというイベント志向が要求されるようにも思える。

2.2 街づくり(そもそもの目的とは) 街衆の生活を幸せにするものが街である。街づくりの意義としては、生活改善として(世直しを含め)街の健全化とともに、自ら住まうとして街衆の生活の充実があげられよう。具体的には;

- ・街を少しでも住みやすい街に
  - ・住みやすい、定住、ありのままに
  - ・生業の確保
  - ・孫の代までも
- と考える。

## 3. 市民参加の様相(そもそも参加とは)

### 3.1 生活改善として

街づくりを世直しと考えた場合、経済活動のシステムを変えるとあらば地域内循環として主に総量規制が核となろう。システムの大量化対応(大規模観光化など)が効率優先と暴走化につながるので、地域内循環かつ少量化対応を念頭に置いた活動が求められ専門家とともに実践すべきところである。

### 3.2 行政・専門家・住民の枠組みにて

街づくりを進めるにあたり、行政、専門家、住民の三者(応援の市民を入れれば四者)のうち、どれが主導とするかで参加の様相が異なってくる。特に、行政がどの程度かわりを持って参入してくるかで、住民側の受け止め方がかなり変わる。ときには対決姿勢があり、ときには住民無視の政策のみが進行ぎみのこともある。このため、よくいわれていることは、最初の

段階では行政を入れない方が良いと。街づくりの構想が深まるにつれ各種方々との共同を進めればよしという考えがある。

## 4. 住民の参加の仕方

### 4.1 一般論 参加の仕方について以下に項目化する;

- ・全員参加 → 町内会として → 全員参加としてメリット → 街づくり会として → 全員結集は困難
  - ・意識の高い人 → WS、部会運営 → 声の反映が可能 積極的な環境の形成
  - ・極一部の方で推進 → 集中運営 → 一般に広がらない
  - ・直接参加なし → 住民は支援 → 非支援住民は無関心 支援住民は運営感無
- 全員参加の場合は町内会に結集が多い。全員参加としてメリットが享受できる。これに対して意識の高い方が街づくりの会を主催すると、参加者層に偏りが出てくることがある。特に極一部の方で推進する場合には街づくりはまずは広がらないし、多くの方々は蚊帳の外に出され、時折賦役や寄付金の要求先となるのがおちである。

### 4.2 街づくりの会における住民の扱われ方

住民が関わるとした場合を項目化する。

- ・住民主導、住民+パートナー → 望ましい姿 (専門家のみでは街とのかわり弱し) 住民のみでは専門家やパートナー不在は運営に難
  - ・住民を巻き込む: 建築家達主導の場合 → 乗せられ感有
  - ・住民は支援者に限定なら → 会との距離が発生
- 住民主導においては、専門家の位置づけはあくまで住民に寄り添うパートナーであるべきと考える。
- 住民のみとか専門家のみでは大きな力が生じないことをよく目している。特に、(ごく一部であるが)特定の建築家主導の場合には住民と共にではなく住民を利用している(ただ巻き込んで)だけの感がある。

## 5. 参加と行動(参加して何をする)

### 5.1 専門家・行政・住民の枠組みにて

支援、連携、協働、協力、共同 → 最近は協働スタイル多し。

(1)住民側: 専門家パートナーを求め、理由は専門家不在は運営を難に

(2)行政側:

支援=財政、法制上利点提供で対応。手柄の独り占めもあり。

行政からコンサルに丸投げもあり。

協働として; 条例制定、補助金で支援、種々指定。

(3)専門家側: 支援=専門を生かしたアドバイスや運営。

業績主義: 論文ネタにも、業務遂行: 他地域の計画のコピペ

### 5.2 話し合いから

話し合い項目は; 将来の街のイメージ作り、自分たちの街をどうしていくか、いつまで何をどのくらい。

- ・活動→まちづくり活動、アミューズメント、祭り、交流、展覧
- ・頻度→時折、多少長めの連続性、日常的(プログラム、永続的)
- ・参加→支援(手伝い、寄付)、主体的活動
- ・将来→今の延長、孫の世代まで、さらに。
- ・展望→何をどうするのか、
- ・範囲→特定の場所のみ、市街地全体
- ・話合：理念と戦略、構想練り、合意形成、組織化、WS、勉強会(見学も)、プラン作り
- ・付帯条件：身の丈に合う、無理しない、少しずつ。

### 5.3 組織種類 住民がかかわる組織は以下の通りである。

- ・町内会：井波町では町民全員(全世帯)が参加
- ・行政後押しの委員会や協議会：小布施では住民主導の協働
- ・行政主導(専門家は下支え)：八尾町は商工会や観光課が前面。高岡吉久は文化財課が。
- ・特定の方のみが主体の会、個人所有；滑川は個人所有。
- ・専門家主体：時折住民が参集
- ・連携：若者の集団、他地域の街づくり
- ・研究会：町内会を指導、先駆的活動、

## 6. 活動理念と方針づくり

活動理念は、どこの地域でも街を後世に残すことを目的として保存と活用を一体として運動を展開するところに設定されている。特に、最近では活用が重視され、活用あつての保存を念頭において運動を切れ目無く継承させている。そのおかげで、各種事業の効果が地域への愛着となって現れるもとなり、日常として街の存在が認識されることにつながる。

## 7. 活動方針

- (1)拠点
  - ・街の中に自由にに入れる拠点家屋。
  - ・喫茶店やイベント用の空家。・特別に設けず。
- (2)事業種類
  - 文化継承、街づくり勉強、芸術鑑賞等がある。
  - ・文化：端午の節句祭り、ひな祭り、獅子舞鑑賞会  
無形文化として舞踊、盆踊り、曳山、種々祭り等
  - ・街づくり：展覧会(写真、他)、講演会、  
古い町家見学会(内覧会)、大学セミナー
  - ・教養：講演会(健康問題、若者プレゼン等)、研修会
  - ・芸術：音楽会、舞踊、美術展(絵画、工芸他)、等
  - ・交流：交流会(大懇親会も含む)、  
子ども遊びWS、世代間交流、若者交流  
新規事業として祭りを新たに創作、等
  - ・エンターテイメント：演芸会、等
- (3)対象
  - 地域及びその周辺域。
  - 知名度が上がれば県を越えて全国から。
- (4)期間：
  - 祭りなら4-5日。一般には土日。文化月間もあり。

## 8. 事業の様相 特徴的なもののみを記す。

- (1)文化行事：
  - 最近、地域の文化継承としてどこの地域でも、三月のひな祭り、五月の端午の節句、獅子舞などの文化行事が多々見られる。これらの行事では、住民は観客としてばかりではなく事業に主体的に直接参加できる。
  - ・ひな祭りについては、拠点の共同利用の町家において、地域

の方々の家に眠っているおひなさんを一堂に集めて展示。

- ・端午の節句について、武者人形やこいのぼりもまた皆さんから拠出いただいて展示。
  - ・獅子舞は地域の神社のお祭りで子どもが踊りりしいもの。
  - ・八尾では曳山祭り、おわら風の盆など。
- (2)町家空間の利用、音楽会
    - 天井の高い和の空間にて、音楽会は格別。音の響きが、クラシックでも実に心地よい。
  - (3)町家空間の利用、演芸
    - 和の空間がヒューマンな距離感で会場を笑い有、感動有、の渦にかえていた。
  - (4)創作祭り
    - 地元にある文化の継承はもちろんであるが、それとは別に現代に対応するかのように創作祭りがあちこちであり。
  - (5)子ども遊び
    - 最近、子どもの視点で街づくりという企画が多くなってきた。子どもの声と笑い声を街全体に響かせることを目的に、駄菓子屋とか遊びWSがみられるようになった。
  - (6)美術展
    - ・街全体、野外彫刻、各町家を展示空間とする。八尾の坂の町アート、・一部の町家を会場；吉久のアート展など

## 9. 会の運営について

街づくりを末永く継続して皆さんと実践するための組織運営について、規模の大小や設立の経緯でワンマン体制や民主的体制がある。ワンマン体制では、運営がいずれは行き詰ることが多いので、早めに民主化しておくべきである。

会の運営には、人事、財政、活動(事業)を民主的に協議し、また、組織内外でのコミュニケーションも対等・公平・自由を原則として貫きたいものである。これがないと、運営に誇りとやりがい生まれないとみてよいであろう。

## 10. 活動の問題点について

- (1)市民の位置づけ
  - 会が閉鎖的な場合
  - 硬直的な方々が運営する会ではどうしても、自分らが主体となって他の方には越えがたい壁が出来ることがある。この場合の住民お呼びその周辺域の方々(市民)にとっては、街づくり運動に関心がある場合に会へ積極的に関われる道を開くようにしたいものである。信頼関係が会員間、市民間、に育まれるようにしたいものである。
- (2)若者参加
  - 街作りを進めるとどうしてもシルバー中心になりがちである。そこへの若者の参加は十分に機能しないので、若者は独自の層を成して、街づくりの会と対等に関わるべきとの声が多くなってきた。
- (3)支援の輪の拡大
  - 市外からの応援支援もとりつけたいものである。そのためには、内部の人と外部の人とを区別しても活動の土俵は同じとしたいものである。最近では、外部はあくまでも応援であり、巢対は内部ということが定着してきている。
- (4)資産
  - 伝統的建造物は現在個人所有である。今後も個人所有をつづけるなら、代替わりしても継続できるよう意識面での対応が必要である。これを避けるなら、法人所有ということになり、準備も進めなければならない。なお行政所有は期待不可。

## 11. おわりに

市民側にたつて日常視点のもとで街づくりを検討して、教育的な面も含めて市民サイドで求められることが整理できた。市民参加の場合、活用あつての保存としての参画の道を示した。